

岐阜県太陽光発電設備等設置費事業者補助金 実施の手引き

令和4年9月
岐阜県 環境生活部 脱炭素社会推進課

1 補助金の目的

電力価格の高騰による県内事業者の負担を軽減するとともに、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの活用促進を図ること。

2 補助対象事業者

県内の自らが事業を営む建物を有する事務所又は事業所に「太陽光発電設備及び蓄電池」を設置する者

主な条件

- 固定買取価格制度による売電をする方(FIT等の認定を受ける方)は対象となりません
- 自己託送をする方は対象となりません
【例】発電した電力を、電力会社の送電網を使って別の事務所へ送って使う
- 国や地方自治体から他の補助金等を受けて設備を設置する方は対象となりません
- 発電した電力の50%以上を自家消費する必要があります
- 法令やガイドライン等を遵守する必要があります
- 県税の滞納がある方は対象となりません
- 設備設置によって得られる環境価値(例:温室効果ガス削減による価値)は、需要家に帰属させてください
※ 原則として、自ら消費する電力に相当する環境価値が設置者のものとなり、売電分に相当する環境価値は設置者のものとすることはできません。
- 補助事業により得られた環境価値については、県から求めがあった場合、県へ無償譲渡してください(譲渡を求める場合は、別途お知らせします)
- 設備の耐用年数が経過するまでの間、J-クレジット制度への参加はできません

3 対象となる設備

(1)太陽光発電設備

(2)蓄電池

主な条件

- 太陽光発電設備と蓄電池を同時に導入すること
- 原則として、岐阜県の交付決定日以後に事業に着手したものが対象となります
・ただし、令和4年5月30日以降に事業に着手された方で、早期に着手しなければならないやむを得ない事情がある方については対象とします
【例】早期に契約しなければ、期限内に事業が完了しないおそれがある場合
- 令和5年2月28日までに事業を完了したものが対象です
・設置工事完了後、工事代金の支払いを全て終えるまでが事業となります
- 中古品、リース品は対象となりません
- 太陽光発電設備は建物の屋根等に設置するもののほか、敷地内のカーポートに設置す

るものも対象とします

・野立ての設備は対象としません

- 蓄電池は敷地内に設置してください(定置用の蓄電池を対象とします)
- 蓄電池は 4800Ah・セル以上のもの(各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであり、その基準を満たすもの)に限ります
 - ・太陽光発電設備と 4,800Ah・セル未満の蓄電池を導入する場合は事業の条件である「太陽光発電設備と蓄電池を同時導入」を満たすものとしますが、太陽光発電設備のみを補助の対象とします

4 補助金の額

(1) 太陽光発電設備(補助の対象は 20kW まで)

○ 5万円/kW

※ 太陽光パネルとパワーコンディショナーの低い方の容量を用いて計算します

※ ただし、1kWhあたりの太陽光発電設備の価格(工事費込み・税抜き)が 5 万円未満の場合は1kWhあたりその額(1円未満切捨て)とします

(2) 蓄電池(補助の対象は20kWh まで)

○ 6.3 万円/kWh

※ ただし、1kWhあたりの蓄電池の価格(工事費込み・税抜き)の 1/3 の額が 6.3 万円未満の場合は1kWhあたりその額(1円未満切捨て)とします

※ 実行容量を用いて計算します

5 申請について

岐阜県太陽光発電設備等設置費事業者補助金に係る交付申請書を提出してください

配布場所

- ・ホームページ(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/245938.html>)からダウンロード
- ・岐阜県庁脱炭素社会推進課

提出先・問合せ先

岐阜県庁脱炭素社会推進課

〒500-8570

岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

058-272-1111(内線4108)

・郵送又は持参に限ります

・簡易書留など郵便物の追跡ができる方法での送付を推奨します

受付期間

令和4年9月7日(水)から令和4年11月30日(水)【必着】まで

※予算の上限に達した場合は期限前であっても受付を終了します

添付資料について

- 登記事項証明書【法人の場合】
 - ・取得から3か月以内のもの
- 住民票【個人事業主の場合】
 - ・取得から3か月以内のもの
 - ・マイナンバー「なし」の住民票を取得してください(マイナンバーの記載があるものは受理しません)
 - ・戸籍、世帯主名・続柄、住民票コードの記載も不要です
- 確定申告書の写し【個人事業主の場合】
 - ・直近1年分の確定申告書の写し
 - ※申請書等に記載する事業者名の欄には、原則として確定申告書に記載した屋号を記入してください
- 設置する土地・建物の登記事項証明書
 - ・取得から3か月以内のもの
 - ※複数の筆や建物がある場合は、設備を設置する箇所のみで差支えありません
- 設置する場所の見取り図(住宅地図等 1/1,500程度)、公図(写し可)
- 敷地内の見取り図(住宅地図等 1/100程度)
 - ・建物等構造物の位置、補助対象設備の位置が分かるように作成してください
- 県税の納税証明書
 - ・納税証明書(全ての税目について未納の徴収金がないことの証明(完納証明))を県税事務所で取得してください
- 補助対象設備の仕様書(写し可)
 - ・カタログ等、設備の概要が分かる書類を添付してください
- 見積書の写し
 - ・内訳書も添付してください
 - ・蓄電池を設置する場合は、太陽光発電設備と蓄電池それぞれの内訳書を添付してください。
 - 【注】契約先(設置業者)を決定するにあたっては、入札や複数者(原則3者以上)から見積もりを徴収するなど競争性を確保してください。ただし、入札や複数者から見積もりを徴収することが不適當(困難)な理由がある場合はこの限りではありません。
 - ・事前着手している場合は、契約書の写しも可とします
- 写真
 - ・設置場所(施工前)の写真及び事務所又は事業所の外観の写真を撮影してください
- 誓約書
 - ・別添誓約書の内容を確認のうえ提出してください

- ・工事施工者の方にも誓約書の作成を依頼してください
(ガイドラインを遵守して設置された設備であることが補助の条件となっています)
- 発電・消費電力計画書
 - ・本事業により導入する設備で発電する電力量と、その電力量のうち事務所又は事業所の敷地内で消費する電力量が記載されているものを作成してください。また、事務所又は事業所で業務に従事する人数及び昨年1年間の電気代及び消費電力量についても記載してください。
 - 【注】発電した電力の50%以上を自家消費することが補助の条件です。
- 口座振込依頼書兼債権者登録(変更)票
 - ・県に口座登録を行われていない方は登録票を作成してください。登録口座等を変更される方も同様に作成をお願いします。
 - <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/226.html>
 - ・既に債権者登録されており、登録情報に変更がない方は通帳のコピー等、振込口座の情報が分かる資料を添付してください。
- 必要に応じて、その他の書類の提出をお願いすることがあります

6 交付決定について

申請書の受付順に内容を審査し、予算額の範囲内で交付決定をします

7 実績報告について

岐阜県太陽光発電設備等設置費事業者補助金に係る完了実績報告書を提出してください

提出先・問合せ先

岐阜県庁脱炭素社会推進課
 〒500-8570
 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1
 058-272-1111(内線4108)
 ・郵送又は持参に限ります

提出期限

事業の完了の日から15日後又は令和5年2月28日(火)のいずれかの早い方の日【必着】

添付資料について

- 契約書の写し
 - ・申請時等に提出した場合は省略することができます(提出後に変更がない場合に限る)
- 領収書等の写し
 - ・補助対象設備以外の代金と同時に支払いをした場合は、支払額の内訳が分かる資料を提出してください

- 電力の接続契約書及び売(買)電契約書等
 - ・全量自家消費する場合は不要です
- 設備を設置したことが分かる写真(施工前、施工中、施工後)
- 蓄電池設備設置(変更)届の写し
 - ・消防署の受理印があるもの等、消防署に届出したことが分かるものの写し
- 太陽光発電設備の解体・撤去費用の積立計画【10kW以上の設備を設置する場合】
 - ・廃棄等費用積立ガイドラインを参考に解体・撤去に必要な経費の積立計画を作成してください
- 太陽光発電設備の火災保険等の写し【10kW以上の設備を設置する場合】
- 申請時に添付した資料に変更が生じている場合は変更後の書類を添付してください
(例)電力消費計画が変更となった場合:電力消費計画書
- 必要に応じて、その他の書類の提出をお願いすることがあります

8 補助金の支払いについて

- 事業完了後の精算払いとします
- 実績報告書の審査を行った後、補助金の確定額を通知します。確定額の通知があり次第、速やかに交付請求書を提出してください

9 自家消費割合報告について

岐阜県太陽光発電設備等設置費事業者補助金に係る自家消費割合報告書を提出してください

提出先・問合せ先

岐阜県庁脱炭素社会推進課

〒500-8570

岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

058-272-1111(内線4108)

提出期限

事業の完了の日の属する年度の翌々年度の7月31日【必着】

添付資料について

- 発電量・自家消費量が分かる書類
 - ・モニターから出力したデータ等

10 財産処分について

- 法定耐用年数が経過するまでの間は、導入した設備を補助の目的に沿って設備を使用できるように適切に管理してください
- やむを得ず、法定耐用年数経過前に設備の処分や譲渡、貸付等を行う場合は、原則として知事の許可が必要となりますので、必ず、事前に県へ相談してください

- 一般的な太陽光発電設備の法定耐用年数は17年、蓄電池は6年です

11 その他

- 岐阜県再生可能エネルギー利用効率化設備導入事業費補助金と重複して申請することはできません
- 補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿、発電した電力の自家消費割合が分かる書類(発電量、自家消費量が分かる資料)等は補助対象年度の属する翌年度以降10年間保存してください
- 法定耐用年数が10年を超える設備に関する書類は法定耐用年数が経過するまで保管してください
- 提出された書類は返還しません
- 提出された交付申請書等は、岐阜県情報公開条例(平成12年条例第56号)に基づく情報公開請求の対象となります
- 国及び県の監査関係者等が実地検査に入ることがあります